付属書 B 申請書類の記載例

- ・記載例は申請書、本県・本市の指定様式への記入方法を示したものであり、作成例はあくまでも一例です。他県申請で同類の書面があれば、活用して差し支えありません。
- ・申請に必要な書類は、次ページ「申請書・添付書類一覧表(本文7ページの再掲)」のとおりです。
- ・更新許可時や他の許可との同時申請の場合等には、一部の提出書類を省略することができます。(30ページ)
- ・変更届の提出時の記載例を示してあります。(34ページ)
- ・許可申請時にはチェックシート(40 ページ)で記載内容を必ず事前確認し、誤記入、記入漏れ、 必要添付書類の未添付がないようにしてください。

内容	ページ数
□ 新規許可・更新許可に必要な書類の記載例の一式	2~29
・(特別管理) 産業廃棄物処分業申請書・添付書類一覧	2
・産業廃棄物処分業許可申請書(第1面~3面)	5
・事業計画の概要(共通部分)	7
・事業計画の概要(中間処理・最終処分)	9
・事業の用に供する施設(中間処理・最終処分)	12
・産業廃棄物等の保管場所の概要	14
・処理工程図	15
・施設配置図	16
・施設の表示内容	18
・設置場所の地番、地目等	19
・生活環境保全のための措置	20
・生活環境の保全上支障がないことの確認結果	21
• 誓約書	22
・事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画	23
・借入金償還計画	25
・資産に関する調書(個人用)	26
・各種財務の関係資料(経営再建計画書、事業収支計画)	27
□ 一部の添付書類を省略して申請する場合の留意点	30
□ 変更許可時の取扱い	32
□ 変更届の記載例 (よくある変更/①役員・株主、②保管施設の変更、③手続き条例が適用されないことを証明する書類)	34
□ 許可申請用チェックシート	40

⁷ 4 (特別管理)産業廃棄物処分業申請書・添付書類一覧

		,在本优末物是为本于明日 师门日然 克	ф :≠∃	Ł M PIL		少面包	二丁 台巴-	1)米石	_
分類	Να	提出書類		新の別 法人	先行許可	優良	新・変	有価証券	同時
			1 ■ △	法人	[[定 ※	# 可 ※	書	請
曲語書	1	(特別管理) 商業廢棄物収集資格業許可由該書(第1面~第3面)	-	<u> </u>	1	2	3	4	5
						ж	ж		
争耒計画	3	事業計画の概要(中間処理計画・最終処分計画)	•	•		ж	ж		
	<u> </u>		4	L					ж
	_		_	<u> </u>	_				*
	\vdash			>	⊢		ж	-	*
	_)	\vdash		*	\dashv	*
	_	施設周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類・図面(最終処分のみ)					*		*
包設関係	_			>			ж		*
	11	施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図)			ж		ж
	12	排水(汚水・雨水)の経路図	<	>			ж		ж
	-			>			ж		ж
	_	特別管理産業廃棄物の性状の分析設備の概要(特別管理産業廃棄物処分業のみ)			<u> </u>			-	
	+) L					ж
	-			<u> </u>	-		*		*
土地関係	-			5	Н		*		*
	-)			ж		ж
	20	環境保全対策	<	>			ж		ж
維持管理	20 環境保全対策 21 生活環境の保全上支降がないことの確認結果(条例に基づく生活環境影響調査結果書等) 22 維持管理計画書 23 産業廃棄物の発生工程図 24 産業廃棄物の分析結果の証明書(写) 上関係 25 定款、寄附行為 26 申請法人の登記率項証明書(履歴事項全部証明書) [コピー明)	<	>			ж		ж	
	+			>			ж		ж
発生工程図	-			>			ж		*
	_		_ <		*	ж	*	*	
会社関係	-			0	⊢			*	*
		事業を行うに足りる知識・技能説明書類[講習会修了証(写)]							
27 事業を行うに足りる知識・技能説明書類[講習会修	※数量許可対象組設がある場合は、技術管理者の資格を有することを起する書類を場合すること。	(
		権限確認書類(講習会修了者が、申請者・役員又は使用人以外の者である場合) 申請者の住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等)の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)、登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) はピー町	0	> _	*				*
	30	法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことの誓約書	()	*				ж
	31	【申請者が未成年のとき】法定代理人の住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等)の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)、登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) [コピー司)	0	-	*				*
住民票等	32	投資の住民景(本権地(外国人にありては国権等)の記載があるもの、マイチノハーの記載がない もの)、登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) 10ピー町 株主等の住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等)の記載があるもの)、登記されていないこと	_	0	*				*
	33	が主体の住民祭(本稿地(外国人に助うては国稿等)の記載があるものが、登記されていないとこの証明書(後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) [コピー司]		0	*	L			ж
# 計画	【別法人が株主等になっているとき】株主等の登記事項証明書(コピー町)	_	0	*				ж	
	35	【使用人がいるとき】使用人の住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等)の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)、登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律に規定	ć)	*				*
			`						
	-								ж
	-							.,.	*
申請書	_	法人税の納税証明書:直前3年の各事業年度分(その1・納税額等証明用) [コピー司] 陳字申生書(下):方前3年の各事業年度分(別ませ(中)のみには、ア	_	0		*		*	*
	-			0		*		*	*
	-		_	ŏ		*		*	*
月才至久	-		_	ŏ		ж		ж	ж
H4435	43	個別注記表:直前3年の各事業年度分 (コピー可)	_	0		ж		ж	ж
	-		•	_					ж
	45		0	_					ж
	46	融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等 摩架の開始に当たって資金等の原理を借入金から行った場合)	<	>					ж
	47	経営再建計画書(債務超過、3期連続赤字など経営状態が悪い場合)	•	•					*
	-	事業収支計画(No. 38~43、又は45を3年分提出できない場合)	•)					ж
88 (52.4 A	49	関係法令等に係る許可証等	<	>			ж		ж
图1条法学)			ж		

- 【記号の意味】

 ●: 法定書類(指定様式あり)、○: 法定書類(指定様式なし)、▲: 申請書記載事項の別紙(指定様式あり)

 ◆: 法定外の本県独自の添付書類(指定様式あり)、◇: 法定外の本県独自の添付書類(指定様式なし)

 *: 条件付きで省略可能書類(詳細は次ページ参照)

【注意事項】

注1 次の場合は、前ページ*印の書類の省略が可能です。省略書類一覧を付けて申請してください

	区分
1	先行許可証を提出したとき
	※(特別管理)産業廃棄物収集運搬業及び(特別管理)産業廃棄物処分業に係る許可証若しくは産業廃棄物
	処理施設設置に係る許可証
	※先行許可証に記載の「規則第*条・・・・・の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載された許
	可証であり、先行許可の日から5年以内のもの
2	優良産廃処理業者認定制度の認定を受けたとき
3	更新・変更許可において、事業計画・施設・土地関係・維持管理・発生工程に変更がないとき
4	直前の事業年度に係る金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出したとき
	※ただし、優良産業廃棄物処理業者に該当するものとして、その許可の更新を受けようとする者である場合
	は、直前の2事業年度における有価証券報告書の添付が必要
5	次の許可申請を2件以上同時に行うとき
	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業
	産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業
6	法第 15 条第 1 項の許可施設を使用して処分業を行うとき
	※設置許可申請時に提出された書類が省略可能(ただし、変更ないもの、証明書については証明日から3か
	月以上経過していないものに限る。)

注2 その他の注意事項

No.7 施設の設計計算書

- ・中間処理施設であって複数の産業廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物の種類ごとに単独で処理した場合について、作成すること。
- ・産業廃棄物の重量換算にあたっては、鳥取県作成の「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」に掲載の「産業廃棄物(容量→重量)換算係数一覧表」の数値を参考にすること。

No.8 付近の見取り図

・住宅地図等設置する場所、周辺の住宅等が明確にわかる図面を利用して作成すること。

No.11 施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図

- ・主要な設備のみならず、処理に利用する全ての施設について、添付すること。
- ・ベルトコンベア等の複数の設備と組み合わせて設置する場合は、実際に設置した場合の施設全体の図面も添付すること。
- ・建屋については、処理施設を設置する建屋のほか、保管施設、その他付帯設備を設置する全ての建屋について、添付すること。

No.12 排水 (汚水・排水) の経路図

・汚水及び雨水の敷地内・外における経路情報を、次の事項に留意の上、施設配置図等を用いて説明すること。 排水路、排水処理設備の設置場所及び水勾配を記載すること。

汚水、雨水の経路は色分けするなどして分かりやすく記載すること。

No.14~15 特別管理産業廃棄物の性状の分析設備の概要、性状分析者の知識・技能に関する書類

- ・特別管理産業廃棄物処分業許可申請を行う場合に、添付すること。(ただし、感染性産業廃棄物及び廃石綿等の みを扱う場合は不要)
- ・分析設備は、カタログ等でも差し支えないこと。
- ・性状分析者として確認できる書類とは、大学等の卒業証明書等及び水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事したことを証明する従事証明書(当該実務した事業所等を代表する者が証明しているものであって、様式は問わない。)

No. 17 不動産登記法第 14 条規定の地図又は公図

- ・処理施設の設置場所、処理施設を設置する事業場・保管施設の位置を記載すること。
- ・法務局で取得できるものであること。
- ・本申請日以前3か月以内のものとすること。 (コピー可)

No. 18 土地、建屋の登記事項証明書

- 「設置場所の地番、地目等」に記載した全ての土地、産業廃棄物処分業の用に供する建屋すべてについて、添付すること。
- ・証明日は、本申請日以前3か月以内のものとすること。(コピー可)

No. 19 土地、施設、建屋の使用承諾書等

- ・土地、施設及び建屋の所有権を有しない場合に、添付すること。 (コピー可)
- ・進入路が私道等の場合には、進入路に係る書類も添付すること。

No. 22 維持管理計画書

・維持管理計画書は、本県作成の「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」及び「最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針」に基づいたものとすること。 (作成に当たっては、共通基準だけではなく、個別基準についても記載すること。)

No. 23~24 産業廃棄物の発生工程図、分析結果の証明書

・取り扱う産業廃棄物の分類が正しいかを判断するために説明を願うものであるため、発生工程が明らかなもの、一般的に分析の必要はないと判断されるものについては、省略して差し支えないこと。

No. 26 申請法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

- ・本申請日以前3ヶ月以内のものとすること。 (コピー可)
- ・新規申請については、現在事項全部証明書でも可。

No. 27 事業を行うに足りる知識・技能説明書類

・講習会の修了証の写しを添付すること。

No. 28 権限確認書類

・講習会の修了者が、申請者、法人の役員又は使用人以外の者である場合は、当該修了者の役職を説明した書類、 及び当該修了者が契約締結権限を有していることがわかる社内規定等を添付すること。

No. 29~35 住民票、登記されていないことの証明書、株主等の登記事項証明書

- ・住民票は、本籍地(外国人にあつては国籍等)の記載のあるものとすること。
- ・法務局が発行する登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人等に該当しないことを証明するもの)を提出すること。
- ・登記されていないことの証明書に代えて、精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも可。
- ・本申請日以前3ヶ月以内のものを提出すること。 (コピー可)

No. 38~43、45 財務関係書類

・本書類は、原則として直前3年度分の納税証明書、確定申告書等を添付すること。 (コピー可)

No. 44 資產調書

・決算書を作成している場合は、直近の決算書で代替可能であること。

No. 49 関係法令等に係る許可証等

・産業廃棄物処理施設の設置に係る主要な関係法令等は、付属書Aのとおりであり、各関係法令の必要手続の確認 を行った年月日、確認先、手続の必要性の有無、手続の状況(終了、手続中など)を記載した一覧表を作成のう え、手続が終了している場合は、それを証する書面のコピーを添付すること。 (第1面)

記載例

産業廃棄物処分業許可申請書

鳥取県知事 または 鳥取市長

申請日は、申請窓口で記入します。

申請者

住 所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地

鳥取〇〇株式会社 氏 名

代表取締役 東部 鳥太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0857-00-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受 けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分し 中間処理(破砕) 使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばい じん等が含まれる場合は、その旨を含 む)を記載すること。)

て取り扱う産業廃棄物の種類(当該産 木くず 以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業 業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀 廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等

事務所及び事業場の所在地

事務所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地 電話番号 0857-00-0000

事業場 鳥取県鳥取市西町〇丁目〇番地(工場) 電話番号 0857-00-0000

事業の用に供するすべての施設(施設 別紙のとおり ごとに種類、設置場所、設置年月日、 処理能力、許可年月日及び許可番号(産 業廃棄物処理施設の設置の許可を受け ている場合に限る。)を記載すること。)

保管を行う場合には、保管を行うすべ 別紙のとおり ての場所の所在地、面積、保管する産 業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石 綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業 廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含ま れる場合は、その旨を含む)、処分等 のための保管上限及び積み上げること ができる高さ

事業の用に供する施設の処理方式、構 別紙のとおり

務 処 理 ※事 欄

造及び設備の概要

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書についても、本記載例を参考に記入してください。

法人は法人登記事項証明書、個人は住民票の写しのとおりに記載してください。

- ・当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、許可申請しようとする事業の範囲を 記載した書面(様式任意)で説明してください。
- ・中間処理の場合は、「中間処理」の後に処分方法(焼却、破砕、圧縮など)を括弧書きで記載 してください。
- 取り扱う産業廃棄物は、「付属書A産業廃棄物―覧表」に記載されている産業廃棄物の種類を 記載してください。
- 特定製品(石膏ボードなど)の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、括弧書きで当該品目の具体 的な名称(「(廃石膏ボードに限る。)」など)を記載指定ください。
- 一つの処分方法で、複数の産業廃棄物を処理する場合は、処理する産業廃棄物全てを記載する とともに、最後に「以上〇品目」と記載してください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載し てください。
- 事務所と事業場が同一場所である場合、「事業場」欄は、「同上」でも構いません。
- ・本県内に複数の事業場がある場合は、全て記載してください。

当該欄は、「別紙のとおり」と記載してください。後述する添付資料で詳しく説明します。

(第2面)

既に処理業の許可(他	都道府県・市区名	許可番号(申請中の場合に)	は、申請年月日)	
の都道府県のものを含	- OOm	000000000		
む。)を有している場合		ΔΔΔΔΔΔΔΔΔ		
はその許可番号(申請		申請中(〇〇年〇〇月〇〇日	申請)	
中の場合には、申請年	-	1		_
申請者(個) ・現在	申請中の場合は、申	請中(申請年月日申請)と	記載してください	١
(ふりがな)		本	籍	
氏名	生年月日	住	所	
		,		
(法人でお	 			
	がな)			
名	称	住	所	
とっとりはるまるかぶしきがいしゃ		鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地	b	
法定代理人(申請者が治	法第14条第5項第2号ハ	こ規定する未成年者である場合)		
(個人でお	ある場合)			
(ふりがな)	生年月日	本	籍	
氏 名	生 年 月 日	住	所	
110-5-5-5-5	ある場合)			
	がな)	住	所	
氏	名	1-dus	//1	
	,			
	、が法人である場合)			

- ・所定欄に書き切れない場合は「別紙のとおり」とし、別紙で同様の表を作って添付してください。
- ・記載に当たっては、住民票、法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。→先行許可証の提出で住民票等を省略して申請される場合は特に留意してください。

生 年 月 日

・法人名・氏名の「ふりがな」を忘れずに。

役員	(申請:	者が治	と人て	である	場合)

(ふりがな)

区員(中間石が伝入ての	うる物ロノ	
(ふりがな)	生 年 月 日	本籍
氏 名	役職名・呼称	住 所
とうぶ とりたろう	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地
東部 鳥太郎	代表取締役	同上
とうぶ とりこ	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地
東部 鳥子	取締役	同上
ちゅうぶ くらきち	昭和〇年〇月〇日	鳥取県倉吉市東巌城〇丁目〇番地
中部 倉吉	取締役	同上
せいぶ よねこ	昭和〇年〇月〇日	鳥取県米子市麹町〇丁目〇番地
西部 米子	監査役	同上

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行: 総数	済株式の	300 株			出資の額 1,500 万円		
(ふりがな) 氏名又は名称		生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額		本	籍	
			割	合	住	所	
とうぶ	とりたろう	昭和〇年	120株		鳥取県鳥取	市東町〇丁目〇番地	
東部	鳥太郎	〇月〇日	40%		同上		
とうぶ	とりこ	昭和〇年	60株		鳥取県鳥取	市東町〇丁目〇番地	
東部	鳥子	〇月〇日	20%		同上		
かぶしき	かぶしきがいしゃ まるまる		90株		鳥取県倉吉市東巌城〇丁目〇番地		
株式会社 〇〇		•••		30%			

- ・株式総数の5%以上を出資する者の一覧が必要です。(法人・個人ともに)
- ・所定欄に書き切れない場合は「別紙のとおり」とし、別紙で同様の表を作って添付してください。

境 港子	△△支店長	同上								
さかい みなとこ	昭和○年○月○日	鳥取県境港市上道町〇丁目	○番地							
氏 名	役職名・呼称	住	所							
(ふりがな)	生年月日	本	籍							
令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)										

次に掲げるものの代表者がいる場合は、記載してください。

- ・本店又は支店(商人以外の者は、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・継続的に業務を行うことが出来る施設を有する場所で、廃棄物の収集、運搬、処分、再生の業に係る契約を締結する権限を有する者(=使用人)を置くもの

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

1 設置(事業)目的

現在、建設工事業者から委託を受け、焼却処理している木くずについて、新たに設置した木くずの破砕施設により破砕し、破砕後の木くずチップを製紙原料として製紙会社に販売し、最終処分量を減少する。

・申請する事業の目的について、簡潔明瞭に記載 - してください。
・施設を設置する場所について記載し、その他の 土地は「ほか〇筆」と記載してください。

(2)土地規制

市街化調整区域

(3)土地の現況

産業廃棄物処理施設

(4) 開発区域面積 **- m**²

新たな開発なし <

- ・今回の申請に伴って新たに開発を行った場合は、開発を行った面積を、記載してください。
- 特に開発をしていない場合は、「新たな開発なし」と記載してください。

(5)建築物の有無(有)

No.	建築場所の地名地番	建築面積	新設・既設の別	主な用途
	鳥取市〇〇町〇〇	200 m ²	新設	破砕施設設置建屋
	鳥取市〇〇町〇〇	200 m ²	既設	焼却施設設置建屋
	鳥取市〇〇町〇〇	200 m ²	既設	保管施設
	鳥取市〇〇町〇〇	35 m²	既設	管理事務所

注) No.は、施設の配置図等と整合を図ること。

- 3 中間処理後の廃棄物の処理方法・埋立終了後の跡地利用
- ・破砕した木くずは、製紙原料として、製紙会社へ販売する。
- ・リサイクル不適物は、自社焼却炉にて、焼却処理する。
- ・選別した金属くずは、リサイクル原料として販売する。

- 4申請者の概要
- (1)資本金
- 2,000万円
- (2) 業務内容(産業廃棄物処理業以外のものも含む)

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業

(3) 従業員数、新規雇用従業員数及びその確保方法

従業員数:22名(役員を除く。) 新規雇用従業員数:2名採用済

(4)申請手続き担当者

総務部総務課 〇〇 〇〇

5 その他 参考事項

・現在所有している産業廃棄物処理に関する許可の概要を説明します。

他の産業廃棄物処理に関する許可情報

施設種類:木くずの焼却施設 処分業 設置場所:鳥取市〇〇町〇〇 処理能力:2.4t/日 許可番号:0000 設置年月日:〇〇年〇〇月〇〇日 施設種類:がれきの破砕施設 設置場所:鳥取市〇〇町〇〇 処理能力:10t/日 許可番号:0000 設置年月日:〇〇年〇〇月〇〇日 区 分:産業廃棄物 収集·運搬業 許可品目:がれき類、木くず 許可番号:0000 許可年月日:〇〇年〇〇月〇〇日

中間処理計画

産業廃棄物の 種類	処分委託者の住所・氏名	受託量	排出工程等	性状	中間処理方法	中間処理後の 産業廃棄物の種類	発 生 量	性状	処分方法	処分先の住所・氏名		
	│ 鳥取市△△△一□□	m^3/\Box	家屋解体に	84	Trib. 7%.	_L /-#	m^3/H		<i>+/</i> π±+n	○県○市○町▽▽		
木くず	○○建設(株)	10 t/日	伴い発生	固体	破 砕	木くず	10 t/日	固体	固体	固体	有価売却	(株)〇〇製紙
がれき類	鳥取市×××−□□	m ³ /日	家屋解体に	固体	破砕	再生砕石	m ³ /日	固体	固体	有価売却	○県○市○町▽▽	
かれさ知	(有)〇〇工務店	5 t/日	伴い発生	中山中	W 1年	丹王阡石	5 t/日			有侧灾却	(株)○○会社	
木くず	鳥取市***-□□	m^3/\Box	木材製材の	固体	破 砕	木くず	m ³ /日	固体	.lata ±11	○県○市○町▽▽		
ጥ \ 9	○○木材(株)	10 t/日	加工に伴い 発生	山神	W 14年	** \9	10 t/日	型件 7	焼却	(株) △△環境		
		m^3/\Box					1 1/1					
		t/日					t/日 _厂					
非出事業者等の処	分委託者を記載してくださ	い。 /日					m³/日			₹物を、他の産業廃棄物点 場合は、委託先の業者の		
		t/日	固体、液	体 、 泥状、	、粉体の別を記入	してください	t/日	廃棄物処 ださい。	1分業許可証に	記載のとおりに記入し		
		m^3/\Box					m ³ /日	,				
		t/目					t/日					
		m^3/\Box					m ³ /日					
		t/目					t/日					
		$m^3/$ \Box					m ³ /日					
		t/目					t/日					
		m^3/\Box					m ³ /日					
		t/日					t/日					

最終処分場/処分計画(No.1)

産業廃棄物の 種類	処分委託者の住所・氏名	受託量	排出工程等	性状	搬入者の住所・氏名	処分場の 名称及び種類	最終処分場の所在地	処分方法等
燃え殻	鳥取市〇町**	m^3/\Box	産業廃棄物	固体	鳥取市〇町××	○○管理型処分場	〇〇市口口町	埋立処分
A A A R X	(株)〇〇〇〇会社	10 t/日	の焼却処理	中国	〇〇物流 (株)	〇〇官建空処万場		连立处力
鉱さい	○○県△△市××	$m^3/$ \Box	陶器の製造	固体	〇〇県△△市○○	○○管理型処分場	〇〇市口口町	埋立処分
EMC V	○○陶器(株)	5 t/日	1441114742		(有)□□運送			4127
廃プラスチック	倉吉市○○町△△	m³/ 目	工作物の新	固体	倉吉市〇〇町	△△安定型処分場	〇〇市口口町	埋立処分
類	○○陶器(株)	5 t/日	築及び解体		(株)○△建設 ★			建立起力
		$m^3/$ \Box						
		t/日						
		m ³ /日						
出事業者等の処分		,\。 t/日			搬入する者を記載し	てください。		
		固体、	· . 液体、泥状、料	はの別を	を記入してください。			
		U/ H			·	复数の最終処分場を有する		
		m ³ /日				が場ごとに記載してくだる 	501.	
		t/目						
		m³/ 目						
		t/日						

備考 取り扱う産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類及び分析検査結果の証明書の写しを添付すること。

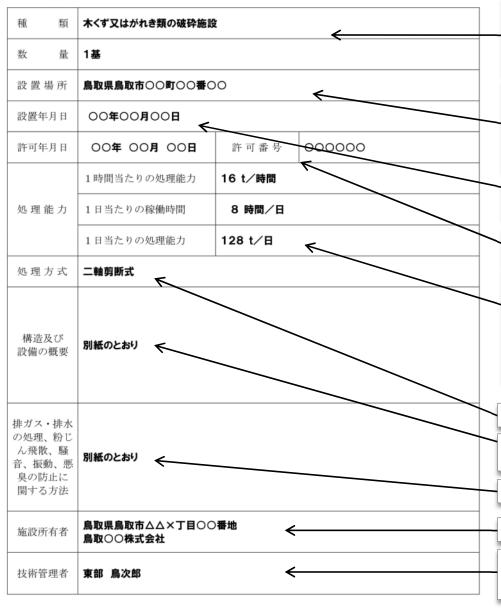
最終処分場/処分計画 (No. 2)

最終処分場の種類		〇〇年	〇〇年	00年	〇〇年	•••	〇〇年	合 計
	埋立廃棄物量	5,000 m ³	5,000 m³	4,000 m ³	4,000 m ³		4,000 m³	85,000 m ³
管理型最終処分場	所要覆土量	500 m ³	500 m³ 400 m³		400 m ³		400 m³	15,000 m³
	計	5,500 m³	5,500 m ³	4,400 m³	4,400 m³		4,400 m³	100,000 m ³
・中間・最終覆土量を ・所要覆土量と埋立廃 ・記入欄が足りない場	棄物を加えたものな	が埋立容量となる			m^3		m^3	
	所要覆土量	m^3	m^3	m^3	m^3		m^3	
	計	m^3	m^3	m^3	m^3		m^3	
	埋立廃棄物量	m^3	m^3	m^3	m^3		m^3	
	所要覆土量	m^3	m^3	m^3	m^3		m^3	
	計	m^3	m^3	m^3	m^3		m^3	

⁽注) 所要覆土量を含めた最終処分量合計値は、全体埋立容量と一致させること。

事業の用に供する施設

区分:中間処理



- ・法 15 条の設置許可を受けている施設の場合は、設置許可証に記載の施設の種類を記載してください。
- ・設置許可対象にならない施設の場合は、設置許可対象施設一覧(本文 10 ページ)の「施設の種類」の名称を記載してください。
- 一覧にない施設の場合は、「廃棄物の品目」と「処理方法」がわかる内容としてください。
- ・処理施設を設置する(設置予定の)土地のみを記載してください。(事務所、保管施設等の附帯 設備のみの土地は記載しません。)
- ・土地の登記事項証明書どおりの所在・地番を記載してください。
- ・処理施設を複数の土地にまたがって設置する場合は、全ての土地について記載してください。 (当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載の上、全ての土地について記載した別 紙を添付してください。)
- ・設置許可対象施設の場合:使用前検査日、設置許可対象でない施設の場合:実地検査を行った日を記載してください。
- ・許可年月日と許可番号は、法 15条の設置許可を受けている施設の場合のみ記載します。 それ以外は「一」としてください。
- ・中間処理施設の場合は、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらを乗じた1日当たりの 処理能力を記載してください。
- ・稼働時間は、8時間を基本とし、稼働時間が8時間を超える場合の1日の処理能力は、1時間当たりの処理能力に実稼働時間を乗じた能力を、8時間未満の場合は、8時間当たりの処理能力としてください。
- 複数の産業廃棄物を取り扱う場合は、全ての産業廃棄物について、各品目毎に記載してください。(当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 焼却施設であれば、ストーカ式、ロータリーキルン方式等の別を記載してください。
- ・当該欄は、「別紙のとおり」と記載し、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 その他の図面等を添付してください。
- 別で説明する「生活環境保全のための措置」で詳しく説明します。
- ・施設の所有者が、申請者と違う場合は、使用承諾書等を併せて添付してください。
- ・法 15 条の設置許可施設の場合に限り、記載が必要です。また、技術管理者が法律上の資格要件 に適合していることを証する書類の添付が必要です。例えば(一財)日本環境衛生センターが主 催する講習会の修了証等がそれに該当します。

事業の用に供する施設

区分:最終処分

記	设 置 場 所	鳥取県〇〇市□□町〇〇			
4	上地の所有者の氏名	東部 鳥太郎			
夂	见 理 能 力	面積 10,000 m ² 埋立容量 300,000 m ³			
	周囲の囲い	・処分場の周囲に地盤面より高さ 1.8m の波形亜鉛引鉄板(支柱間隔 2.0m) により囲いをする。			
	表示の方法	・入口付近の見やすい場所に掲示する。 ・処分場の図面(平面図、縦断図、標準横断図)を掲示する。			
構造	廃棄物の流出の防止 措置	 ・土堰堤を構築する。また、廃棄物搬入後は、敷きならし、締め固めをして、即日覆土する。 ・貯留構造物の構造等について記載してください ・飛散防止施設「散水施設」等についても記載してください。 			
及び設備	公共水域及び地下水の汚染の防止措置	・遮水設備(二重シート)及び浸出液処理設備を設置し、廃棄物に触れた水は、排水基準に適合した水質に処理した後、放流する。 ・地下水監視井戸を上流側、下流側1か所設置し、定期的に水質検査を行う。 ・ 遮水構造物、浸出液処理設備、地下水監視井戸等について記載してください。 ・ 記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別で説明してください。			
の概要	悪臭、騒音及び振動の防止措置	・発生ガス採取設備(竪型集排水管を兼ねる)の設置により、廃棄物の安定化を図る。・即日覆土により廃棄物を覆い、悪臭を防止する。・低騒音型建設機械を使用する。			
	衛生害虫等の発生の 防止措置	・即日覆土及び中間・最終覆土により害虫等の発生を防止する。			
	安定型以外の廃棄物 の混入防止措置 (安定型処分場)	・展開検査場を設置し、許可品目以外のものの混入を防止する。 ・展開検査場について、記載してください。・その他、混入防止措置を取る場合は、そのことについても記載してください。			
	型立処分に使用する 機械の種類、数量	・ブルドーザー[低騒音・排出ガス対策型] 15トンクラス 2 台			

産業廃棄物等の保管場所の概要

【1 処理前の産業廃棄物の保管場所】

No.	1	2
産業廃棄物の種類	木くず	木くず
保管場所(地名地番)	鳥取市〇〇町〇〇	鳥取市〇〇町〇〇
構造	建屋(No.3)内	建屋(№3)内
保管能力	60 t -m ³	48 t ∗m³
保管面積	60 m²	48 m²
積上げ最高高さ	3 m	3 m
飛散、流出、地下浸透悪 臭等防止措置	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管

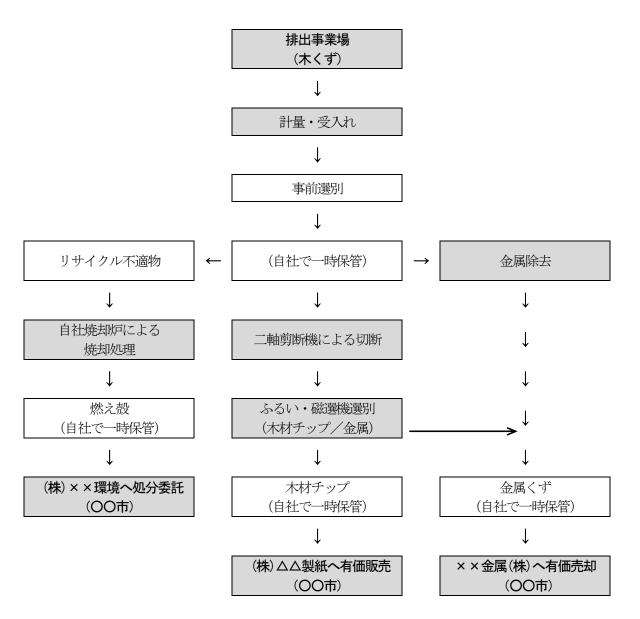
- 注1)保管場所の図面(平面図、立面図、断面図)、保管能力の根拠書類(計算書)を添付すること。
- 注2) No.は、施設の配置図、保管場所の図面等の整合を図ること。
- 注3) 積上げ最高高さの表示は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。
 - 単位の別を選択します。(トン・m³)
 - ・ワープロ作成の場合は、いずれかの不要単位を削除します。

【2 処理後の残さの保管場所】

- **3** No. **4**) 木くずチップ 産業廃棄物の種類 燃え殻 保管場所 (地名地番) 鳥取市〇〇町〇〇 鳥取市〇〇町〇〇 建屋(No.1)にて 構造 建屋(No.2内) 鉄製コンテナによる保管 保管能力 40 t -m3 18 t → m³ 40 m² 12 m² 保管面積 積上げ最高高さ 3 m - m 飛散、流出、地下浸透悪 床面鉄筋コンクリート 床面鉄筋コンクリート 臭等防止措置 建屋内バラ積み保管 建屋内コンテナ保管
- 注1)保管場所の図面(平面図、立面図、断面図)、保管能力の根拠書類(計算書)を添付すること。
- 注2) No.は、施設の配置図、保管場所の図面等の整合を図ること。
- 注3) 積上げ最高高さの表示は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。
 - 施設で区分けしている全ての保管場所について記載します。
 - ・保管場所等が多く1枚に記載しきれない場合は、適宜当該様式を増やして説明してください。

- ・処理工程図の一例です。
- ・処理施設における処理工程に段階がある場合は、その内容も記載したものとしてください。
- ・廃棄物の2次処理を他者へ委託する場合は、その委託先についても記載してください。

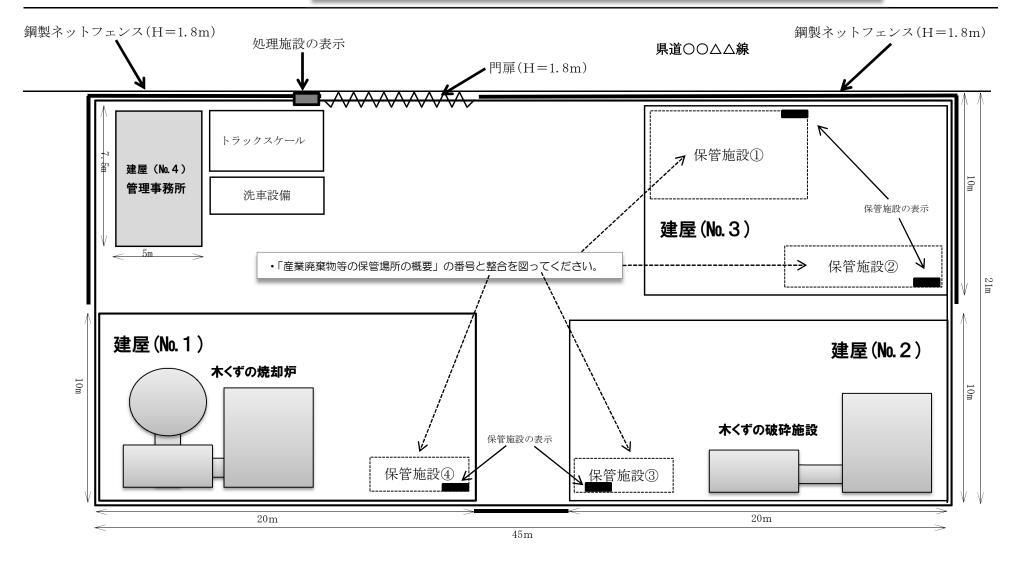
木くず/処理工程図



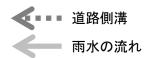
施設配置図(S=1:200)

- ・ 土地の公図に記載した施設の位置と整合を取って下さい。
- ・排水経路が必要な場合は、これと同じ図面を用意して、水の流れを矢印で追記すれば便利です。(次ページ参照)



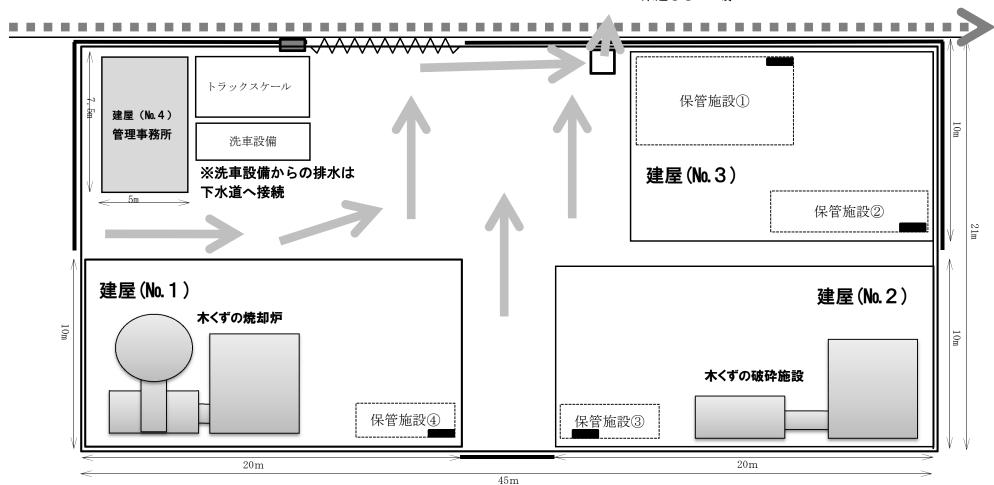


※保管施設がしきり等により区画されていないときは、区画の明示方法を記入してください。(例:保管施設は白線引きにより区画する。)





県道○○△△線



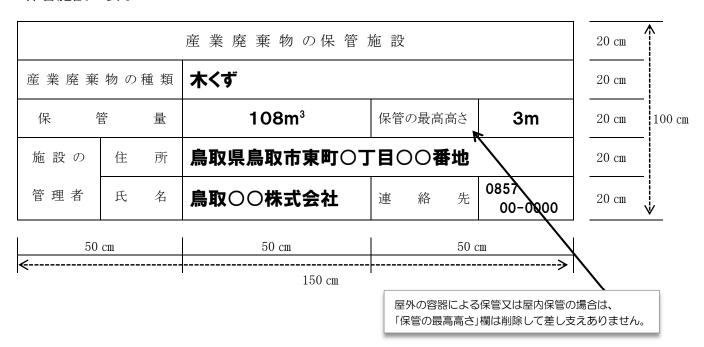
中間処理施設の表示

中間処理施設の表示

産業廃棄物の中間処理施設(名称: 破砕施設)									15 cm	<u> </u>
産業廃棄	物の種	重類	木くず	処	理	能	力	128 t/日	15 cm	
許 可 年	三月	目	(許可の内容を記載)	許	可	番	号	(許可の内容を記載)	15 cm	-
処 理 業 者 烏取〇〇株式会社								15 cm	105 cm	
施設の	住	所	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地					15 cm		
管理名	氏	名	鳥取〇〇株式会社	連	絡	ř	先	0857 00-0000	15 cm	
処 理 責	任 者	名	00 00						15 cm	\ \ \
50 cm 50 cm 25 cm 25 cm										
₹	(

- 15条許可施設の場合は、施設の許可年月日及び許可番号を記載してください。
- •15条許可を要しない施設の場合は、処分業の許可年月日(更新又は変更の許可を受けたときは、その年月日)及び許可番号を記載してください。新規許可申請時はその旨を記入してください。
- 15条許可施設の場合は、届出のある技術管理者の方を記載してください。

保管施設の表示



設置場所の地番、地目等

	- A\	h 41		施設の	所 在 地			公簿	実 測	
	公分	名称	市町村	大字	字	地 番	地目	面積	面積	所有者の住所及び氏名
		リサイクル工場 (鳥取工場)	鳥取市	00町		8番	雑種地	450m²	450m²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
	処理施設	リサイクル工場 (鳥取工場)	鳥取市	○○町		9番	雑種地	50 m ²	50m²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
事								m^2	m^2	
業		鳥取事務所	鳥取市	○○町		00	宅地	300m²	300m²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
場	処理施設以外	重機ヤード	鳥取市	○○町		10番	雑種地	200m²	200m²	鳥取市○○10番地○○ ○△ ◇□
	設人外							m^2	m^2	
								m^2	m^2	
							計	1,000m²	1,000m²	

備考 不動産登記法第14条所定の地図又は公図並びに登記簿謄本及び設置者が当該土地の所有権を有しない場合には、設置者が当該土地を使用する権限を有することを証する書類を添付すること

- ・記載に当たっては、土地の登記事項証明書に記載の住所・地番・地目を記載してください。
- ・土地の公図に記載した施設の位置と整合を取ってください。
- ・複数の土地にまたがって施設を設置する場合は、全ての土地について記載し、記載できない場合は、当該欄を増やすなどして記載してください。

上欄には処理施設について、下欄には施設運営に直結する関連付帯施設(事務所、駐車場など)記載してください。

- ・該当施設の稼働による生活環境に響の発生度合いとその対策(環境保全のための措置)を説明してください。
- 説明に当たっては「大気汚染」「水質汚染」「騒音・振動」「悪臭」「飛散・流出」による悪影響のおそれの評価及びその対策について記載します。また、施設周辺の維持管理目標値とその監視計画についても記載願います。
- → これらが、実際に施設を運営する上で必須となる維持管理計画に直結する事項となることに留意してください。

生活環境保全のための措置

(1) 大気汚染防止対策

- ・当該施設は、電力により稼働する施設であり、ばい煙が発生する施設ではない。
- ・破砕処理に伴い発生する粉じんは、散水装置により少量の水を噴霧するとともに、施設自体に集じん装置(サイクロン)を設置し、粉じんの飛散を防止する。

(2) 水質汚濁防止対策

- ・雨水の影響を受けないように、処理施設、保管施設は屋内設置とする。
- ・処理に伴い使用する水の量は、廃棄物を湿らす程度であり、外部へ流出することはない。

(3) 騒音·振動防止対策

- ・建屋内に設置することで騒音・振動の防止対策とする。
- ・建屋壁面は、防音ボードを設置し騒音を防止する。

(4) 悪臭防止対策

・腐敗性のもの、腐敗性のものが付着したものは取り扱わないため、悪臭の発生はない。

(5) その他

• 飛散流出防止対策

処理施設、保管施設は屋内設置であり、飛散流出を防止できる構造である。

(6) 維持管理目標値と環境監視計画

・騒音、振動について、年6回、維持管理目標値の遵守を確認する。

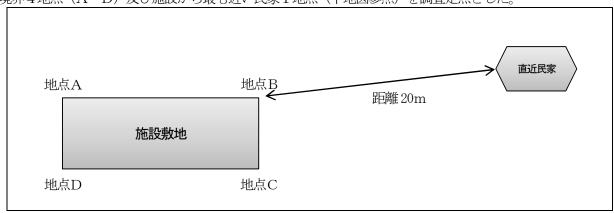
騒音:敷地境界上における騒音レベル:65dB以下 振動:敷地境界上における振動レベル:65dB以下

- ・法 15 条に該当する廃棄物処理施設を用いる業の申請を行う場合は、法に定めのある「生活環境影響調査結果書」を添付します。
- 一方で、非該当の施設を用いる場合でも、生活環境の保全上支障が生じないことを施設設置後の試動時等に確認する必要があります。ここでは、 その調査結果を説明します。 (調査した日時、場所、調査の方法、その結果の評価を簡潔明瞭なレポートに整理します。)

生活環境の保全上支障がないことの確認結果

(1) 測定地点

敷地境界4地点(A~D)及び施設から最も近い民家1地点(下地図参照)を調査定点とした。



(2) 騒音測定結果

【調査日時】 ○年○月○日 AM10 時~10 時30 分/騒音レベル機により測定

地点番号	装置稼働なし時(暗騒音)	装置稼働あり時		備考		
A	41 dB	48 dB	口你爬(正阳)	周辺に車両等の騒音源になるものはほとんど見られなかった。		
В	42 dB	47 dB	GE JD	同上		
С	41 dB	49 dB	65 dB	同上		
D	43 dB	48 dB		同上		
直近民家	42 dB	43 dB		同上		

- ・調査日は、周辺騒音レベルが高い平日午前中を設定した。
- ・いずれの地点も維持管理目標値を十分満足していることが確認できた。

(3) 振動測定結果

【調査日時】〇年〇月〇日 AM10 時~10 時 30 分/振動レベル機により測定

地点番号	装置稼働なし時 (暗騒音)	装置稼働あり時	維持管理 目標値(昼間)	備考
A	35 dB	37 dB		周辺に車両等の振動源になるもの はほとんど見られなかった。
В	32 dB	32 dB	GE JD	同上
С	33 dB	33 dB	65 dB	同上
D	33 dB	32 dB		同上
直近民家	30 dB	32 dB		同上

- ・調査日は、周辺振動レベルが高い平日午前中を設定した。
- ・いずれの地点も維持管理目標値を十分満足していることが確認できた。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

鳥取県知事 または 鳥取市長 様

○年○月○日

申請者

住所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地

氏名 **鳥取〇〇株式会社**

代表取締役 東部 鳥太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画

処分業(中間処理)の場合の記載例

(〇年〇月〇日現在)

	区分	金 額	積 算 根 拠
事	施設整備資金	80,000,000円	・施設 1 基 ¥75,000,000 ・附帯工事一式 ¥5,000,000 ・各々、見積書等があれば、添付してください。
業	運 転 資 金	4,000,000円	(事業開始年度 6 か月分を見込む) ・事務所管理費 ¥1,000,000 営業費 ¥3,000,000
開始	安全対策費	500,000円	・損害賠償保険の保険料等
資金	その他必要資金	500,000円	・その他雑費等・本格操業までの必要資金として、その積算した期間等も明
総額		円	示してください。 ・記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙 を添付してください。
似	計	85,000,000円	

	資	金の種	類		金	額	借入金調達先(金融期間等)	借入条件(金利、償還期間、担保(人・者)等)
	自	己	資	金	5,000,	000円		
	/!!-		施設藝	整備資金	80,000,	四 000	国民金融公庫	年 5.0% 10 年返済
資金	借入金			資金		円		
調	<u> </u>			資金		円		
達	7 V/m			資金		円		
計画	その他金			資金		円		
				資金		円		
		計			85,000,	四 000		

備考 金融機関からの借入金の融資が決定されている場合は、その貸付決定書等の書類の写しを添付のこと。

事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画

処分業(最終処分)の場合の記載例

(〇年〇月〇日現在))

	区分	金 額	積 算 根 拠
事	施設整備資金	1,500,000 千円	本工事一式 1,300,000 千円 附帯工事一式 200,000 千円 詳細は、別途見積書のとおり
業	運 転 資 金	50,000 千円	事務所管理費 20,000 千円 営業費 10,000 千円 ・ 各々、見積書等があれば、添付してください。
開始	安全対策費	10,000 千円	損害賠償保険の保険料等
資金	その他必要資金	30,000 千円	○○設備調整費 ○○水質検査費 ○○設備補修費 残余容量測量費
総額		10,000 千円	・本格操業までの必要資金として、その積算した期間等も明示してください。 ・記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙
領	計	1,600,000 千円	を添付してください。

	資	金の種	類		金額	借入金調達先(金融期間等)	借入条件(金利、償還期間、担保(人・者)等)
	自	己	資	金	1,000,000 千円		
	т.			資金	600,000 千円	○○銀行	年 5.0% 20 年返済
資金	借入金			資金	Į.		
調	312.			資金	Į.		
達	- VI			資金	Į.		
計画	そ の 他 金			資金	Į.		
				資金	Į.		
		言	+		1,600,000 千円		

備考 金融機関からの借入金の融資が決定されている場合は、その貸付決定書等の書類の写しを添付のこと。



資産に関する調書(個人用) ○○年○○月○○日現在 価格、金額(千円) 資産の種別 内 容 数 量 現金預金 〇×銀行定期預金 3,000 1,000株 1,000 有価証券 (株)O×の株式 未収入金 売掛金 受取手形 自宅宅地 地 110m 20,000 土 駐車場土地 建 物 自宅 1棟 12,000 備 品 車 ダンプ 3台 3,000 両 その他 資 産 計 39,000 内 負債の種別 容 価格、金額(千円) 数 量 長期借入金 19,000 〇×銀行 短期借入金 △□銀行 500 未払金 預り金 前受金 買掛金 支払手形 その他 債 計 19, 500 負

経営再建計画書

1 財務改善計画

(1) 負債·純資産内訳(〇〇年3月31日現在)

(単位:千円)

	科目	残 高	個 別 内 容
固	長期借入金	80, 000	○○銀行○○支店
固定負債			
債			
流	短期借入金	10, 000	○○銀行○○支店
流動負債	買掛金	5, 000	
債	支払手形等	3, 430	支払手形3,000、預り金400、未払金30
負	負債合計	98, 430	
純	資本金	10, 000	
資	積立金等	5, 000	法定準備金2,500、退職手当積立金2,500
産	未処分利益	△ 30, 000	
純	資産合計	Δ 15, 000	繰越欠損がある場合には、 マイナス表記(△)をしてください。

^{*} 計画時点の貸借対照表、融資関係書類(写)等を添付する。

(2) 返済等改善計画 (単位:千円)

(2)	巡걝:	寺以晋訂四	븨							(単位:下門)
	年	度		直近決算	〇〇年	00	年	00年	00年	〇〇年
	固	定負債列	ま高 しゅうしん しゅうしゅう しゅう	80,000	70,000	60,	000	50,000	40,000	30,000
負	流	動負債列	浅高	18,430	15,000	13,	000	3,000	3,000	3,000
債		計		98,430	85,000	73,	000	53,000	43,000	33,000
0)	増	返済	額		△13,430	Δ12,	000	△20,000	Δ10,000	Δ10,000
部	減	債 務 免	总除		1	/	前年	数値との増減の内	訳を記入してくた	ごさい。
	内	その	他					金の返済や債務免	免除などはマイナ	ス表記(△)を
	訳						して・	ください。		
	資	本	金	10,000	10,000	10,	000	20,000	20,000	20,000
純	積	立 金	等	5,000	5,000	5,	000	7,500	7,500	7,500
資	未	処分利	益	△30,000	△39,000	△36,	600	△32,100	△22,500	△9,300
産		計		△15,000	△24,000	Δ21,	600	△4,600	5,000	18,200
0	増	増資	等					10,000	1	
部	減	当期利] 益		Δ9,000	2,	400	4,500	9,600	13,200
	内	その	他		1			2,500		
	訳								/	
	VP 4	. ≥% <i>a</i>	ナンルギデム		7				でに債務超過の状態 肖される計画であ	
		ページの「収3 期利益と同額を						だが子解り です。	HC110ile CX	つめにこれ. 心女

付属書B:記載例 27 ページ

2 収支改善計画 (単位:千円)

	年 度	直近決算	〇〇年	00年	00年	〇〇年	〇〇年
収	売 上 高 _(A)	80,000	85,000	90,000	100,000	110,000	120,000
入	営業外収入等 _(B)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	□ (C) = (A) + (B)	85,000	90,000	95,000	105,000	115,000	125,000
	経 費 (D)	80,000	89,000	81,000	85,000	89,000	93,000
支	販売原価	20,000	23,000	26,000	29,000	32,000	35,000
	一般管理費	60,000	66,000	55,000	56,000	57,000	58,000
出	営業外費用等 _(E)	10,000	10,000	10,000	12,500	10,000	10,000
	計(F) + (D) + (E)	90,000	99,000	91,000	97,500	99,000	103,000
税引	前当期利益 _{(C) - (F)}	△5,000	△9,000	4,000	7,500	16,000	22,000
	当期利益	△5,000	△9,000	2,400	4,500	9,600	13,200

- *営業外収入等、営業外費用等には特別利益、特別損失をそれぞれ含むこと。
- *積算根拠を添付すること

当期利益は、税引前当期利益×0.6で算出してください。(赤字の場合は税引前当期利益と同額) 5年後まで単年度の最終赤字が解消される計画であることが必要です。

- (人員削減、営業所の統廃合、分社化等具体的に記載する。)
- (1) 事業全般に関するもの
 - ①人員削減等による一般管理費の削減
 - ②増資による運転資金の確保
 - ③借入金の圧縮
- (2) 産業廃棄物処理業に関するもの
 - ①新規取引先の開拓による売上の増加
 - ②配車計画の効率化等による原価の増加抑制
- 4 経営改善に当たって、金融機関、取引先等からの支援策

支援企業等名	支 援 の内 容 、条 件 等
(株)□□産業	出資による経営支援(〇〇年 10,000千円)
	融資・出資等の場合は具体的な時期、金額、 利率等の条件(予定・見込みでも可)を記 入してください。

- *注 取引先等との間で、支援に関する覚書等があれば写しを添付する。
- *備考:これに代わる関係書類があり、具体性があればそのもので差し支えない。

事 業 収 支 計 画

本書類は、新規設立法人などの場合であって、納税証明書等の財務関係のその他の書類が提出できない場合に、提出してください。

		区分					計	画			
		<u> </u>	00 年度	OO 年度	00	年度	OO 年度	00 年度	OO 年度	00 年度	OO 年度
		産業廃棄物処理業	7,500,000 (半年分を見込む)	15,000,000							
収	事業収益					4	 			l 金 [円/t 又はm³]	
益		事業外収益	18,000,000	18,900,000	}					収益等総合計を記 <i>入</i> 根拠を添付してくた	
		計	25,500,000	33,900,000							
		産業廃棄物処理業	6,000,000	12,000,000							
	営業費用	○○事業営業費	14,400,000	15,120,000	・役員給料手当、作業員給料手当、福利厚生費、消耗品費、広告・宣伝費、車両燃 建物賃借料、減価償却費、保険料、租税公課、その他営業費等の合計額を産業廃						
費	費用						巻とに区別できる場合 の場合は、上記費用			えて記入してくださ してください。	: U 1 _°
用	営業外	支払利息	1,000,000	1,000,000	}	・借入金全体について、その利息の合計額を記入してください。なお、参考資料として、借入金償還 画を添付してください。				て、借入金償還計	
Л	外										
	費用										
		計	21,400,000	28,120,000		• 最低 5	5年間の計画を示し	てください。			
		当 期 利 益	4,100,000	5,780,000		・金額については、概算となることから、千円単位でも差し支えありません。					

備考 積算根拠の明細書を添付のこと

■一部の添付書類を省略して申請する場合の留意点

更新許可・変更許可に係る申請時や優良産廃処理業者認定制度の認定を受けている申請者 にあっては、一部の書類を省略することができます。

その際には「省略する添付書類の標題」と「省略の理由」を記載した書面を添えて申請願います。推奨様式と記載例を次ページに示します。他県申請で同類の書類があればそれを活用してもらっても差し支えありません。

省略する添付書類一覧

書類内容

・最左欄の省略する書類分類に「〇」を付与して示します。

1 省略する添付書類

• 右欄に省略非該当の書類がある場合は、「書類標題を削除(ワープロ作成の場合) する」もしくは「取り消し線を加筆する」のどちらかで示してください。 申請者

氏名 鳥取〇〇株式会社

下表に〇印のある書類については、次の事由により省略します。

省略	分類	非該当書類名を削除するか、非該当書類に取消し線の加筆をして省略する書類を示してください。							
	/	□ 事業計画の棚	既要						
	/	【施設関係・発生	上工程図						
	/		図(中間処理施設						
_/			計計算書						
V					らかにする書類・図面(最終処分のみ)				
0	2		置図(表示設置位		- Ind				
		**	屋の平面図、立面は、悪ないの窓路						
□ 排水 (汚水・雨水) の経路図 □ 施設の表示の内容を記載した書類									
			ハッハ		産廃の性状分析者の技能に関する書類				
		【土地関係】	<u> </u>						
			の地番、地目等						
	3		記法第 14 条規定の	の地図又は公図					
		□土地、建	屋の登記事項証明	書					
		□ 土地、施	設、建屋の使用承	諾書					
		【維持管理】							
	4		対策 □ 維持						
			の保全上支障がな	いことの確認結果	是 (条例に基づく生活環境影響調査結果書等)				
	5	【会社関係】		+\\	子叫李 (屈厥孝·东人如子叫李)				
+		□ □ 正承、命 【 住民票等 】	附行為 □ 甲記	育伝人の登記事項	証明書(履歴事項全部証明書)				
✓				の住早恵及び	各者の登記事項証明書				
0	6		請者、役員、株主、使用人の 主が法人の場合は、その						
		□ 誓約書							
		【財務関係】							
	7		納税証明書 🗆						
			表 □ 損益計算	算書 □ 株主資	資本等変動計算書 □ 個別注記表 □				
	8	【関係法令】	⁄⁄	・該当する東山内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	等に係る許可証等		できれて、当とはよる音気力気雷らに「〇」いを引または、「書類分類番号を削除(ワープロ作成の場合)				
2 省略	する重	ф		する」もしくは「1	取り消し線を加筆する」の方法でも結構です。				
		る書類分類** 🕊	事由	内容	備考				
			前回の提出内容		VIN 3				
=	1 • 2	• 3 • 4 • 7	め						
		(6)	先行許可証を提出	出したため	・同時申請の場合は、次のように備考欄に記載し				
			優良産廃処理業	·	てください。				
	1	• 5 • 7	定・確認を受け						
				の廃棄物処理業	▶ 特別管理産業廃棄物処分業の許可				
(2)· -	3 • 4	· 5 · 6 · 7 · 8	許可との同時申記		申請書面へ添付します。				

※該当番号に「○」を付けるか、非該当番号を削除もしくは非該当番号に取消し線の加筆をして示してください。

■変更許可の取扱い

事業の拡大に伴い「事業の範囲」を変更する場合は、変更許可の申請が必要です。

例 取り扱う産業廃棄物の品目を追加する場合、品目の限定条件を解除する場合 処分方法を拡大する場合

必要書類は、次ページの「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」及び「原則として許可申請の際と同様の書類一式」が必要となります。

詳細は窓口へお問い合わせください。

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 または 鳥取市長 様

申請者

住 所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地

点 鳥取○○株式会社

氏 名 **代表取締役 東部 鳥太郎**

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0857-00-0000

産業廃棄物収集運搬業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

産業廃棄物処分業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

○○年○○月○○日 第 03100****** 許可の年月日及び許可番号 産業廃棄物・処分業(中間処理) 収集運搬業・処分業の区分 許可に係る事業の範囲(収集運搬業 ・許可証に記載の情報を記載します。 にあっては、取り扱う産業廃棄物の 種類(当該産業廃棄物に石綿含有産 業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 ・普通産廃or特管産廃の別も記載します。 又は水銀含有ばいじん等が含まれる 場合は、その旨を含む)及び積替え |現行の許可証のとおり(別添コピー参照) 又は保管を行うかどうか、処分業に あっては、処分の方法ごとに区分し て取り扱う産業廃棄物の種類(当該 • 許可証のコピーを添付し、次のように記載すれば支障ありません。 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含 有ばいじん等が含まれる場合は、そ ・変更の内容について簡潔に記載します。 の旨を含む)を記載すること。) 品目の追加 変更の内容 がれきの破砕施設に対し新たに「木くず」を追加する 事業の拡大にともなうもの 変更理由 変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月日、 処理能力、許可年月日及び許可番号 別紙のとおり (産業廃棄物処理施設の設置の許可 • 別紙のとおりと記載し、別資料にて説明します。 を受けている場合に限る。) 変更に係る事業の用に供する施設の 別紙のとおり 処理方式、構造及び設備の概要 ※ 事 処 務 理 欄

・第2~3面は、許可申請書とほぼ同一内容です。申請者等の住所・氏名、法人の出資状況など

■変更届の記載例

次ページの表に示す事項について変更したときは、変更の日から 10 日以内(法人の名称、住所及び役員の変更については、変更の日から 30 日以内)に、変更届出書を提出しなければなりません。

よくある変更届(①役員・株主等、②保管施設の配置)の記載例を次々ページ以降に示しますので参考にしてください。

【(特別管理)産業廃棄物処分業関係/変更届出事項・必要書類一覧】

変更事項	氏 名 (個人)	名 称 (法人)	法人	所 個人	法定 代理人	役員(法人)	株主等 (法人)	使用人	事務所所在地	処理 施設 *1	保管 施設 *2	性状 分析者
変更届出書	0	0)	0	0	0	0	0	0	0	0
事業の用に供する施設										0		
産業廃棄物等の保管場所 の概要											0	
処理工程図 ※3										○**7		
施設の設計計算書										○**7		
施設付近の見取図)					0	○*7	○*10	
施設付近の土地利用状況 を示す付近見取図										○*7		
施設周囲の地形、地質及 び地下水の状況を明らか にする書類・図面 ^{※4}										○*7		
施設の配置図										○**7	○*10	
施設の平面図等										○**7	○*10	
施設の表示の内容を記載 した書類										○*7		
特別管理産業廃棄物の性 状分析者の知識・技能に 関する書類												0
設置場所の地番、地目										○*7	○*10	
不動産登記法第14条規定 の地図、公図 (コピー可)										○*7	○*10	
土地・建屋の登記事項証 明書 (コピー可)										○*7	○*10	
施設・土地の使用承諾書										○*7	○*10	
(コピー可) 環境保全対策										O ^{*7}	O**10	
環境保証対象 生活環境の保全上支障が											0*10	
ないことの確認結果 ※5										○**7		
維持管理計画書										○**7	○*10	
法人の履歴事項全部証明 書 (コピー可)		0	0			0	0					
定款、寄附行為		0										
講習会修了証(写) ※6						0		0				
権限確認書類								0				
住民票 (コピー可)	0			0	0	0	0	0				
登記事項証明書 (コピー可)	0				0	0	0	0				
手続条例が適用されない ことを説明する書類 (条 例手続を経ない場合) **8										0	0	
許可証	0	0)		○*9				○*9	○**9	

- ※1: 処理施設自体、処理施設の設置場所、構造、規模の変更の場合
- ※2:所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(事業の範囲に変更のある場合は、業の変更許可が別途必要)、保管上限、積上げる最高 高さの変更の場合
- ※3:中間処理の場合
- ※4:最終処分の場合
- ※5:設置許可対象外の施設の場合
- ※6:許可申請時に提出している者が変更した場合
- ※7:変更ない書類については省略可能であるが「省略する添付書類一覧」が必要。なお、設置許可対象施設の場合は、添付不要。
- ※8:「手続条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しないことを説明する書類」が必要
- ※9:許可証の記載事項を変更した場合
- ※10:変更ない書類については省略可能であるが「省略する添付書類一覧」が必要。

産業廃棄物処理業 変更 届出書 ○○年 ○○月 ○○日 鳥取県知事 または 鳥取市長 様 「変更」を選択します。 • 「廃止」の文字削除は「取り消し線付与」か「削除」で表現します。 届出者 住 所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地 氏 名 鳥取〇〇株式会社 ・許可証に記載のある「許可の日」「許可番号」を記載します。 代表取締役 東部 鳥太郎 電話番号 0857-00-000 ○年○月○日付け第03101000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項 について $\frac{\mathcal{R}_{\perp}}{\mathbf{v}_{\mathbf{p}}}$ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する 同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 新 旧 廃止した事業又 | 役員:東部 新太郎(取締役) 役員:東部 鳥子(取締役) 株主:東部 鳥子(7%保有) は変更した事項 | 株主:東部 新太郎(7%保有) の内容(規則第 10条の10第1項 運搬車両:合計19台(新規2台、廃車3台) 運搬車両:合計20台 第2号に掲げる 事項を除く。) 詳細は別紙のとおり 変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項) ・新と旧で変更の前後の情報を記載します。 (変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人 ・記載欄が少ない場合は、別紙でその情報を整理します。 (ふりがな) 住 所 名 称 (変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当 該法人の役員含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更 (ふりがな) 生年月日 籍 氏 名 役職名・呼称 所 昭和〇年〇月〇日 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地 とうぶ しんたろう 東部 新太郎 取締役·株主 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地 ・記載人数が少ない場合は、ここですべてを記載しますが、 多数の場合は別紙で整理することを推奨します。 廃止又は変更の 役員、株主、運搬車両の変更 理由 備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日 ★法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定 により登記事項証明書を添付すべき場合にあっ ・すべての変更事項を記載します。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載すること ・ほか、「法人名称の変更」「事務所所在地の変更」「駐車場の変更など」 載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

変更届・記載例・・・役員・株主の変更の場合

変更届出書に添付する必要書類

□ 申請法人の履歴事項証明書 (出稿で入手)	□ 講習会修了証(修了者が選生した場合のみ)				
□ 役員等の住民票 (市内役場等で入手・本籍入り・マイナンバー不要)	□ 役員等の登記事項証明書 (いわめる 「発記されていないことの証明書」、法務局で入手)				
□ (歯カル株主が法人の場合) 株主法人の履歴事項証明書 (は務局で入手)	□ 許可証 (代表者の変更が生じる場合等、許可証書換えが発生するため)				

変更者多数の場合は、下の推奨様式で整理が便利です。

1 役員・株主等の新旧対照表

	新			旧	
氏名・法人名	役職・新	保有株式数 (比率%)	氏名・法人名	役職・退	保有株式数 (比率%)
人物 A	代表取締役	2,500 株 50%	人物 A	代表取締役	2,500 株 50%
			人物 B	取締役(退)	1,500 株 30%
人物 C			人物 C	 取締役	1
人物 D	取締役(新)		人物 D	監査役	
人物 E	取締役 (新)				
人物 F	株主	1,500 株 30%			
株主法人 G	株主法人	1,000 株 20%	法人 G	株主法人	1,000 株 20%
	/	• 榜	と員・株主等のすべてを列挙し 注の場合は、持ち株比率は5 所任/退任の別を記載します。	—	

2 新たに追加する役員・株主等の情報

(ふりがな)	生年月日	本	籍
大 名	役職名·呼称	住	所
ーーレーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	平成〇年〇月〇日	鳥取県・・・・	
八物 [取締役	鳥取県・・・・	
	平成〇年〇月〇日	鳥取県・・・・	
₩ ₩	株主	鳥取県・・・・	
		 ・今回の変更届に伴う「新任者のみ」の必要情 → つまり、新日対照表の両欄に名前が挙がる (上の例であれば、人物D・・・監査役から取り 	る者は不要ということ。

変更届・記載例②・・・保管施設の変更

変更届出書に添付する必要書類

□ 産業廃棄物等の保管場所の概要	□ 施設の配置図・平面図
□ 手続条例が適用されないことを証明する書類	□ その他前述の必要書類一覧にある各種資料

■ 産業廃棄物等の保管場所の概要

「変更前後の対照説明資料(変更点のみ抜粋・下表が例)」

「変更後の〔産業廃棄物等の保管場所の概要/施設全体版〕」の2種類の資料で説明願います。

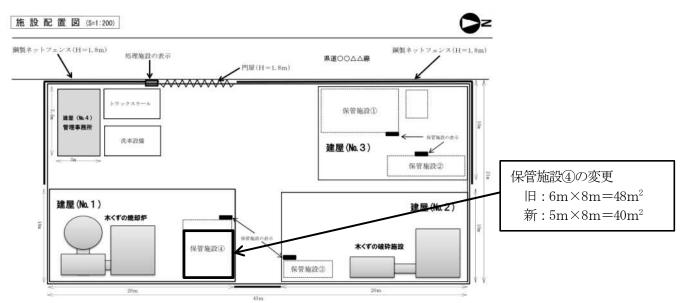
No.	変更前 ④
産業廃棄物の種類	木くず
保管場所(地名地番)	鳥取市〇〇町〇〇
構造	建屋(No.1)内
保管能力	<u>48 t</u>
保管面積	48 m²
積上げ最高高さ	3 m
飛散、流出、地下浸透悪臭 等防止措置	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管

変更後 ④
木くず
鳥取市〇〇町〇〇
建屋(No.1)内
<u>40 t</u>
40 m²
3 m
床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管

変更

■ 施設の配置図・平面図

「変更後の配置図」に変更箇所についてコメントを追加する形で説明願います。 (下図が例)



- ・変更届の必要書類一覧にある「手続き条例が適用されないことを説明する書類」の推奨書類です。
- ・積替え保管施設、中間処理施設に変更がある場合に必要となります。

手続条例が適用されないことを説明する書類

申請者

住所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地

氏名 **鳥取〇〇株式会社 代表取締役 東部 鳥太郎**

このたびの変更については、下記のとおり鳥取県(鳥取市)廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しません。

記

項目	該当の有無
(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力(以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの	無し 施設の 処理能力は 変わらない
(2) 産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設 (以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の 許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱 う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当 該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けている ときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変 更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの	無し 保管上限の 5%の増大となる
(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)	無し
(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活 環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該 協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)	無し
(5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、 一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例 第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理 実証試験施設の更新	無し

・特記コメント、説明があれば記載します。

(特別管理)産業廃棄物処分業 許可申請用チェックシート

No.	確認欄	
1		(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請 書
		(1) 申請者
		・氏名・住所が住民票(法人は、登記事項証明書)の内容と一致しているか。
		(2) 事業の範囲
		・「処分の方法」を記載しているか。
		・「処分の方法」に間違いはないか。
		・処分方法が中間処理の場合、実際の処分方法も記載しているか。
		・「処分の方法」ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を記載しているか。
		特定製品の産業廃棄物のみ取り扱う場合、括弧書きで当該品目の具体的な名称を記載しているか。
		・取り扱う産業廃棄物の種類に間違いはないか。また、品目数に間違いはないか。
		(3) 事務所の所在地
		(4) 事業場の所在地
		(5) 事業の用に供するすべての施設
		・別紙は添付しているか。
		(6) 保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、積替えの
	_	ための保管上限及び積み上げることが出来る高さ
		・別紙は添付しているか。
		(7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
		・別紙は添付しているか。
		(8) 既に処理業の許可を有している場合は、その許可番号
		(9) 申請者
		・氏名、生年月日、本籍、住所が住民票(法人は、登記事項証明書)の内容と一致しているか。
		・ふりがなは記載してあるか。
		(10) 法定代理人、役員、株主等、使用人
		・氏名・生年月日・本籍・住所が住民票等と一致しているか。
		・役員は、登記事項証明書の内容と一致しているか。
		・ふりがなは記載してあるか。
		・発行済み株式の総数、出資の額は、登記事項証明書の内容と一致しているか。
2		事業計画の概要
3		事業計画の概要(中間処理計画・最終処分計画)
4-1		事業の用に供する施設(中間処理)
		(1) 種類
		(2) 数量
		(3) 設置場所
		・土地の登記事項証明書に記載の所在、地番の内容と一致しているか。
		(4) 設置年月日
		(5) 許可年月日・許可番号
		・設置許可証どおりに記載しているか。
		(6) 处理能力
		・取り扱う全ての産業廃棄物について、各品目ごとに記載しているか。
		・最大処理能力を記載しているか。
		・施設の設計計算書(No.7)の内容と一致しているか。
		(7) 処理方式
		(8) 構造及び設備の概要
		(9) 排ガス・排水の処理、粉じん飛散、騒音、振動、悪臭の防止に関する方法
		(10) 施設の所有者
		・所有者が申請者以外である場合、使用承諾書等を添付しているか。
		(11) 技術管理者
		・資格要件に適合しているか。

No.	確認欄	内容
4-2		事業の用に供する施設(最終処分)
5		保管場所の概要
		・全ての保管施設について、記載しているか。
		・保管場所の図面(平面図、立面図、断面図)は添付してあるか。
		・保管能力の根拠書類(計算書)は添付してあるか。
		・施設の配置図 (No.10) に記載のNo.と整合が取れているか。
6		処理工程図(中間処理)
7		施設の設計計算書
8		施設付近の見取図
9		施設周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類・図面(最終処分)
10		施設の配置図
		• 処理施設・保管施設を、わかりやすく記載しているか。
		・囲い、雨水排水路、排水処理設備、排ガス処理設備、悪臭防止設備、表示設置位置の記載があるか。
11		施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図
		・処理に使用するすべての施設について、整備しているか。
		・施設全体の図面を添付しているか。
12		排水(汚水・雨水)の経路図
		・排水路、排水処理設備の設置場所を記載しているか。
		・水勾配を記載しているか。
13		施設の表示の内容を記載した書類
		・処理施設、保管施設のすべてについて、整備しているか。
		・処理能力、保管量等に間違いがないか。
14		特別管理産業廃棄物の性状の分析設備の概要
15		特別管理産業廃棄物の性状分析者の知識・技能に関する書類
16		設置場所の地番、地目等
		・設置場所の所在、地番が記載されているか。
		・設備欄には、処理施設設置予定場所のみ記載されているか。
		・開発場所、処理施設設置区域すべてを記載しているか。
		・土地の登記事項証明書に記載の所在・地番・地目と一致しているか。
		・土地の公図に記載した施設の位置と整合があるか。
17		不動産登記法第14条規定の地図又は公図
		• 3か月以内のものか。
		・公図の写しと設計計画地との位置関係を明示しているか。
		・処理施設、保管施設、事業場の位置を記載しているか。
18		土地、建屋の登記事項証明書
		・3か月以内のものか。
		・No.16(設置場所の地番、地目等)に記載のすべての土地、処分業の用に供する建屋すべてについて、
		整備しているか。
		・地目が田・畑・保安林の土地については、関係法令(農地法等)の手続きが終了しているか。
19		土地、施設、建屋の使用承諾書
		・使用期間が過ぎていないか。
		・施設進入路に係る書類は整備されているか。
20		環境保全対策
21		生活環境の保全上支障がないことの確認結果
22		維持管理計画書
23		産業廃棄物の発生工程図
24		産業廃棄物の分析結果の証明書(写)
25		定款、寄付行為
26		申請法人の登記事項証明書
		・3か月以内のものか。
27		事業を行うに足りる知識・技能説明書類

No.	確認欄	内 容
140.	14年前641期	・講習会受講修了者は、代表者若しくは業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の
		・神自云又神形」有は、代衣有有しては未傍を行り役員又は未を行わりてする巨域に行する事未物の代表者か。
28		・
20		・講習会受講修了者の役職がわかるものか。
	П	・講習会受講修了者の権限がわかるものか。
29		申請者の住民票、登記事項証明書
		・3か月以内のものか。
		・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
30		法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことの誓約書
31		法定代理人の住民票、登記事項証明書
		・3か月以内のものか。
		・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
32		役員の住民票、登記事項証明書
		・すべての役員について、添付しているか。
		・3か月以内のものか。
		・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
33		株主等の住民票、登記事項証明書
		・すべての株主について、添付しているか。
		・3か月以内のものか。
		・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
34		株主等の登記事項証明書
45		・3か月以内のものか。
35		使用人の住民票、登記事項証明書
		・3か月以内のものか。
36		・住民票は、本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があるものか。
36		事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画 借入金償還計画
38		「日人並領退計画 法人税の納税証明書
- 00		・直前3年分を整備しているか。
39		確定申告書(写)
		・直前3年分を整備しているか。
40		貸借対照表
		・直前3年分を整備しているか。
		・債務超過又は3期以上連続して赤字となっている場合は、経営再建計画書(No.47)を添付しているか。
41		損益計算書
		・直前3年分を整備しているか。
42		株主資本等変動計算書
		・直前3年分を整備しているか。
43		個別注記表
		・直前3年分を整備しているか。
44		資産調書
45		所得税の納税証明書
46		融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等
47		経営再建計画書
		・計画時点での貸借対照表、融資関係書類(写)等は添付しているか。
40		・5年間で債務超過の状態や単年度の最終赤字が解消されているか。
48		事業収支計画
		・新規設立法人などの場合、添付しているか。 ・積算根拠の明細書は添付しているか。
49		・槓昇低拠の明神書は徐竹しているか。 関係法令等に係る許可証等
50		関係本で寺に体る計り証寺 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 13 条に規定する登録済証(写)